

本人控

イトーヨーカドー労働組合
「プレミアムメンバーズ」入会申込書

イトーヨーカドー労働組合「プレミアムメンバーズ」への入会を希望します。(※)印のある項目はすべてご記入ください。

フリガナ(※)		性別(※)	□男性 □女性	
氏名(※)		生年月日(※)	西暦	年 月 日 生まれ (満年齢 歳)
退職年月日(※)	西暦	年 月 日		
最終勤務店舗・部		社員番号(※)		
住所(※)	〒 - 都道府県			
ハイライフプランの継続を(※)	□1.希望する □2.希望する(退職後継続制度にて手続きが完了している方) □3.希望しない □4.ファミリー会にて手続き完了 1~4のうち1つに☑してください。			
電話番号(※) ※どちらか必ず記入願います。	自宅			
	携帯電話			
メールアドレス				

 私は会員規約に同意し下記の通り入会を申し込みます。(※)

会員規約

2018年10月1日 制定

この会員規約(以下「本規約」といいます。)は、イトーヨーカドー労働組合が運営するプレミアムメンバーズ(以下「本会」といいます。)と、本会が提供する各種サービスメニュー(以下「本サービス」といいます。)の利用条件を定めるものです。

プレミアムメンバーズ会員の皆様(以下「会員」といいます。)には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条(適用)

本規約は、会員とイトーヨーカドー労働組合との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

第2条(入会資格)

イトーヨーカドー労働組合に加入歴があり、株式会社イトーヨーカ堂を退職される方。または、セブン&アイ・ホールディングスグループ各事業会社/ヨーク・ホールディングスグループ各事業会社への転籍に伴う退職者。ただし旧イトーヨーカドー労働組合と旧イトーヨーカドー労働組合ヨーク分会へ加入歴がある方も対象となります。

第3条(会員)

1. 本サービスの会員となる資格は、入会希望者が本会の定める方法によって入会申込書を提出し、イトーヨーカドー労働組合(プレミアムメンバーズ事務局)がこれを承認し、所定会費の納入完了時に取得されるものとします。

2. 初年度の会員期間は本会が入会承認をした日から当年12月31日までとし、2年目以降は1月1日から12月31日の1年間とします。

3. 本サービスの会員には会員証を発行します。破損・汚損・紛失等の事由により再発行を希望する場合は電話にて再発行の申請を行うものとします。その際に要する費用は会員本人の負担とします。

1件につき200円(税込)

第4条(会員番号およびパスワードの管理)

1. 入会手続き完了後、本会より本会員へ会員番号が付与されます。

2. 本会員は自己の責任において、本サービスの会員番号およびパスワードを管理するものとします。

3. 本会員はいかなる場合にも、会員番号およびパスワードを第三者に譲渡または貸与することはできません。本サービスは、会員番号とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、その会員番号で登録されているユーザー自身による利用とみなします。

第5条(会費)

1. 本会の会費は以下の通りとし、年度分を一括徴収します。

年会費6,000円
入会初年度は以下の通りとします。
1月~4月入会者6,000円 5月~8月入会者4,000円
9月~12月入会者2,000円
当年に満70歳を迎え、自動退会となる会員の年会費は以下の通りとします。

1月~4月退会者2,000円 5月~8月退会者4,000円
9月~12月退会者6,000円

2. 2年目以降の年会費は年度分を3月に一括徴収します。

3. 納入された会費は返還しません。

4. 本会が提携する料金収納代行会社が、年会費の口座引落とし業務を行うこととします。

第6条(利用料金および支払方法)

会員は本サービス利用の対価として、イトーヨーカドー労働組合が定め、本会ウェブサイトに表示する各種利用料金を別途指定する方法により支払うものとします。

第7条(住所変更などの届け出)

入会の際に届け出た住所・氏名・電話番号・預金口座等に変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。

第8条(退会・解約等)

1. 会員からの申し出により退会することができます。

(1) 本会員はいつでも退会することができます。

(2) 本会員が退会する場合は、本会へ届け出なければなりません。

(3) 会費の返還はございません。

2. 会員が次のいずれかに該当したとき、会員資格を取り消すことができます。

(1) 会費の払込みについて、年会費引落日から2か月を超えて遅滞されたため本会から20日以上相当の期間を定めて、その払込みを書面にて催告したにも拘らず、その払込みが無かった場合。

(2) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合。

(3) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合。

(4) その他、会員として不適格であると本会が判断した場合。

3. 退会後の再入会はできません。

第9条(個人情報の利用等)

会員および入会を申し込まれた方は、本会が会員等の個人情報を以下の通り取り扱うことに同意します。

本会は規約に基づき、本会の運営又は各種サービスメニューの利用、株式会社 セブン・フィナンシャルサービスからの商品のご案内等のため、個人情報(本会に届け出いただいた氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、性別、会員番号、社員番号、最終勤務店舗・部)を、安全管理の為に必要かつ適切な組織体制の構築及び本会規定の策定をしようとして取得利用します。

第10条(サービス内容の変更等)

本会は、本会員に通知することなく本サービスメニューの内容を変更し、または本サービスメニューの提供を中止することができるものとし、これによって本会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

第11条(会員規約の変更)

1. 本会は必要と判断した場合には、本会員に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

2. 前項の内容については、ホームページにて通知し、かつこれをもって足りるものとします。

第12条(権利義務の譲渡の禁止)

本会員は、イトーヨーカドー労働組合の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第13条(準拠法・裁判管轄)

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

2. 本サービスに関して紛争が生じた場合には、イトーヨーカドー労働組合の本部所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

2025年9月1日改定

2025年6月6日改定

2021年8月1日改定

本規約に関する連絡先

〒140-8450 東京都品川区南大井6-27-18

イトーヨーカドー労働組合内「プレミアムメンバーズ事務局」

電話03-5493-6441

営業時間(09:30~16:30)

定休日:土日祝祭日、年末年始・夏季休暇、IY本部特休日

以上

提出用

イトーヨーカドー労働組合
「プレミアムメンバーズ」入会申込書

イトーヨーカドー労働組合「プレミアムメンバーズ」への入会を希望します。(※)印のある項目はすべてご記入ください。

フリガナ(※)			性別(※)	□男性 □女性	
氏名(※)			生年月日(※)	西暦	年 月 日 生まれ (満年齢 歳)
退職年月日(※)	西暦 年 月 日				
最終勤務店舗・部			社員番号(※)		
住所(※)	〒 - 都道府県				
ハイライフプランの継続を(※)	□1.希望する □2.希望する(退職後継続制度にて手続きが完了している方) □3.希望しない □4.ファミリー会にて手続き完了 1~4のうち1つに☑してください。				
電話番号(※) ※どちらか必ず記入願います。	自宅				
	携帯電話				
メールアドレス					

 私は会員規約に同意し下記の通り入会を申し込みます。(※)

会員規約

2018年10月1日 制定

この会員規約(以下「本規約」といいます。)は、イトーヨーカドー労働組合が運営するプレミアムメンバーズ(以下「本会」といいます。)と、本会が提供する各種サービスメニュー(以下「本サービス」といいます。)の利用条件を定めるものです。

プレミアムメンバーズ会員の皆様(以下「会員」といいます。)には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条(適用)

本規約は、会員とイトーヨーカドー労働組合との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

第2条(入会資格)

イトーヨーカドー労働組合に加入歴があり、株式会社イトーヨーカ堂を退職される方。または、セブン&アイ・ホールディングスグループ各事業会社/ヨーク・ホールディングスグループ各事業会社への転籍に伴う退職者。ただし旧イトーヨーカドー労働組合と旧イトーヨーカドー労働組合ヨーク分会へ加入歴がある方も対象となります。

第3条(会員)

1. 本サービスの会員となる資格は、入会希望者が本会の定める方法によって入会申込書を提出し、イトーヨーカドー労働組合(プレミアムメンバーズ事務局)がこれを承認し、所定会費の納入完了時に取得されるものとします。

2. 初年度の会員期間は本会が入会承認をした日から当年12月31日までとし、2年目以降は1月1日から12月31日の1年間とします。

3. 本サービスの会員には会員証を発行します。破損・汚損・紛失等の事由により再発行を希望する場合は電話にて再発行の申請を行うものとします。その際に要する費用は会員本人の負担とします。
1件につき200円(税込)

第4条(会員番号およびパスワードの管理)

1. 入会手続き完了後、本会より本会員へ会員番号が付与されます。

2. 本会員は自己の責任において、本サービスの会員番号およびパスワードを管理するものとします。

3. 本会員はいかなる場合にも、会員番号およびパスワードを第三者に譲渡または貸与することはできません。本サービスは、会員番号とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、その会員番号で登録されているユーザー自身による利用とみなします。

第5条(会費)

1. 本会の会費は以下の通りとし、年度分を一括徴収します。
年会費6,000円
入会初年度は以下の通りとします。
1月~4月入会者6,000円 5月~8月入会者4,000円
9月~12月入会者2,000円
当年に満70歳を迎え、自動退会となる会員の年会費は以下の通りとします。

1月~4月退会者2,000円 5月~8月退会者4,000円
9月~12月退会者6,000円

2. 2年目以降の年会費は年度分を3月に一括徴収します。

3. 納入された会費は返還しません。

4. 本会が提携する料金収納代行会社が、年会費の口座引落とし業務を行うこととします。

第6条(利用料金および支払方法)

会員は本サービス利用の対価として、イトーヨーカドー労働組合が定め、本会ウェブサイトに表示する各種利用料金を別途指定する方法により支払うものとします。

第7条(住所変更などの届け出)

入会の際に届け出た住所・氏名・電話番号・預金口座等に変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。

第8条(退会・解約等)

1. 会員からの申し出により退会することができます。
(1) 本会員はいつでも退会することができます。
(2) 本会員が退会する場合は、本会へ届け出なければなりません。

(3) 会費の返還はございません。

2. 会員が次のいずれかに該当したとき、会員資格を取り消すことができます。
(1) 会費の払込みについて、年会費引落日から2か月を超えて遅滞されたため本会から20日以上相当の期間を定めて、その払込みを書面に催告したにも拘らず、その払込みが無かった場合。

(2) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合。

(3) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合。

(4) その他、会員として不適格であると本会が判断した場合。

3. 退会後の再入会はできません。

第9条(個人情報の利用等)

会員および入会を申し込まれた方は、本会が会員等の個人情報を以下の通り取り扱うことに同意します。

本会は規約に基づき、本会の運営又は各種サービスメニューの利用、株式会社 セブン・フィナンシャルサービスからの商品のご案内等のため、個人情報(本会に届け出いただいた氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、性別、会員番号、社員番号、最終勤務店舗・部)を、安全管理の為に必要かつ適切な組織体制の構築及び本会規定の策定をしようとして取得利用します。

第10条(サービス内容の変更等)

本会は、本会員に通知することなく本サービスメニューの内容を変更し、または本サービスメニューの提供を中止することができるものとし、これによって本会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

第11条(会員規約の変更)

1. 本会は必要と判断した場合には、本会員に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

2. 前項の内容については、ホームページにて通知し、かつこれをもって足りるものとします。

第12条(権利義務の譲渡の禁止)

本会員は、イトーヨーカドー労働組合の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第13条(準拠法・裁判管轄)

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本サービスに関して紛争が生じた場合には、イトーヨーカドー労働組合の本部所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

2025年9月1日改定

2025年6月6日改定

2021年8月1日改定

本規約に関する連絡先
〒140-8450 東京都品川区南大井6-27-18
イトーヨーカドー労働組合内「プレミアムメンバーズ事務局」
電話03-5493-6441
営業時間(09:30~16:30)
定休日:土日祝祭日、年末年始・夏季休暇、IY本部特休日

以上